

西予市復興まちづくり計画策定に向けての基本理念

【基本理念】

西予市復興まちづくり計画を策定するにあたり、下記の3項目を基本理念（復興への観念）として位置づけ取り組みます。

1つ 寄り添い支え合う

「住まいが無くなった」、「仕事が無くなった」、「大切な人を亡くした」という不安や落胆は計り知れないものです。その不安や落胆を払しょくするには、しばらくの時間がかかることでしょうか。だからこそ、人と人が寄り添うこと、支え合うことが必要ではないでしょうか。「あの人はわかってくれている」という最後の拠り所が、これからの一歩を踏み出せる勇気となるのではないのでしょうか。

寄り添い支え合いながら復興を推進します。

1つ 一人の100歩より100人の一歩

復興とは専門家が計画するだけで進むのでしょうか。或いは行政が政策的に進めるだけで上手くいくのでしょうか。また市民だけで復興が可能なのでしょうか。

復興もまちづくりと一緒に、一人の強力なリーダーだけが、一つのグループだけが進めても上手くいくことはありません。市民、行政、専門家、ボランティア、学生等々、多様な主体が複合的に連携して進めることに意義があるように思うのです。「復興に関わることに価値がある」というような思いで、みんなが手を取り合って歩んでいく復興を目指します。

1つ 何ができるか考える

行政はある一定のルールに則り市民サービスを公平に提供する機関です。したがって、すべての要望に対応することは難しいのが現実です。また、復興に関する多くの支援策は国の方策であり、国が示す基準により支援することになります。しかし、国が示す支援策だけでは対応しきれないことも事実で、何らかの支援や対策を求める声も多く存在します。

それは地域の支え合いや互助・共助によるコミュニティで対応できる場合もあれば、行政が新たな支援策を提案していくことも必要になります。それぞれの立場で「何ができるのか！」を考えていく姿勢で推進します。

西予市復興まちづくり計画の基本方針

1. 復興まちづくり計画とは

西予市は平成30年7月豪雨により、これまでに経験のない甚大な被害を受けました。市民の住まい、暮らし、日常を早急に取り戻す復旧作業を迅速に進めることと並行して、中長期的な視点で復興への道を歩まなければなりません。

その復興を推進するにあたっては、市としての基本的な姿勢及び考え方、その方向性を示した計画書を策定することが必要であることから、復興まちづくり計画を策定します。



2. 復興まちづくり計画策定の目的

復興まちづくり計画策定の目的は、西予市の復興がこれからどのような形で進むべきか、期間・手法・財源等の考え方を示すものであり、市民と行政が共通理解のもと歩んでいくための指針を描くことが目的となります。

市民一人ひとりの想いと知恵を活かし、市民と行政、そして関係機関との協働により、「自分たちのまちを創る」という意識の中で策定することが大切です。

3. 計画の基本施策

(1) 安心で安全なまちの再建

「安全である」ということが暮らしの根底になければいけません。今後も今回のような豪雨の可能性は十分にありうることを受け止め、同じ被害を繰り返さないための河川整備や治山事業による安全対策や、被災時における住民自治組織の役割の明確化などが重要です。

(2) 日常の暮らしの再建

前向きに物事を考えていくためには、日常の暮らしを取り戻すことから始まります。生活再建のためには住宅、福祉、医療、教育、雇用、コミュニ

ティなど総合的な支援が必要です。行政内部では情報を共有し、連携した支援を行うことが重要です。

(3) 産業・経済における生業（なりわい）の再建

仕事があることは生きがいでもあり、地域の活力にもつながります。大きな被害を受けた商工業、みかん樹園地、農業施設、林業など、あらゆる分野における産業の復興に向けて支援体制を整え、地域経済の活力を早期に取り戻せるよう支援することが重要です。

(4) インフラ環境、まちなみの整備

安心して暮らしていくための基盤として、土砂の撤去、家屋の解体など被災した地域環境を早期に整備することと、上下水道の復旧や市道・農道の復旧整備といったインフラ環境が整うことが重要です。また、災害公営住宅等の整備といった住環境を整備することが大切です。

(5) 子育てや教育環境の再建

元をたどればすべての根源は教育にあると言えます。次の時代を担う子供たちに、今回の災害を教訓として、経験を踏まえた防災教育を推進することが大切です。また、野村保育所、明浜中学校、社会体育施設、公民館などの公共施設も甚大な被害を受けたことにより、今後の子育てや学校・社会教育の在り方を踏まえ、早急な施設整備を推進することが重要です。

4. 復興まちづくり計画の位置づけ

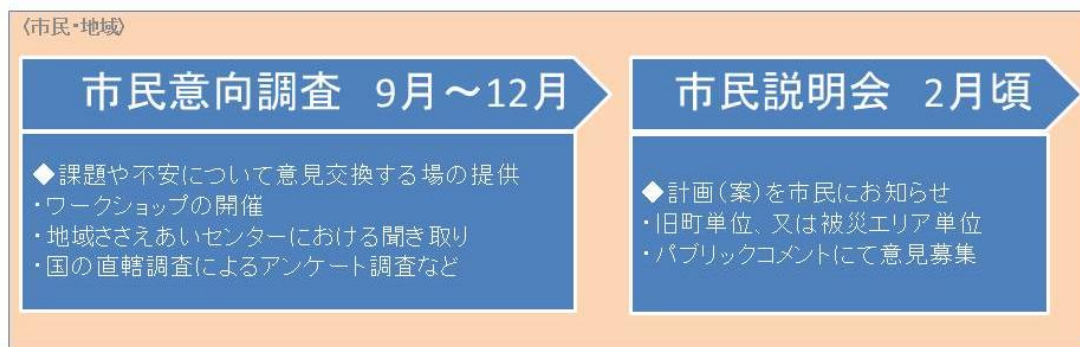
復興まちづくり計画を策定する根拠は、最上位計画である第二次西予市総合計画において、既に策定済みである「西予市地域防災計画」の推進が明記されています。「風水害対策編 第4編 災害復旧・復興対策」、第2章 復興計画に、「市長は必要があると認めたときは、復興計画を作成する」とあり、これを根拠に策定することになります。

第二次西予市総合計画及び、西予市まち・ひと・しごと総合戦略、西予市都市計画マスタープラン、立地適正化計画等々、既存の各種計画書においては、基本的な方針は変わらないとしつつも、「復興まちづくり計画」の方針により修正が必要な部分は見直しを図ることとします。

5. 計画書策定の主体

復興まちづくり計画書策定の主体は「市民」です。市民の声を市民の願いを反映した復興計画を策定するために、ワークショップや意見交換の場をも

ち、国、県、大学、関係機関と協力・連携を図りながら策定していきます。



6. 計画対象区域の考え方

西予市における被害は全域に及んでいることから、区域としては「市内全域」を計画対象区域とします。ただし、特に被害が大きかった野村の浸水区域、現在においても避難指示となっている明間地域、岩木地域、河西地域、栗の木川平地域においては地区別計画を策定します。また、被害が大きい産業等については、分野別計画を策定します。

7. 事業実施計画

事業の実施計画については、上記「6. 計画対象区域の考え方」で示した地域別、分野別のなかで、主な復興事業を災害復興ロードマップとして示します。事業の開始から完了までの期間等を提示するものです。ただし、ロードマップは計画書策定時点での見込みであり、国や県の予算措置や復興業務の優先順位などにより今後流動的なものになります。

8. 計画を推進する組織体制

復興まちづくり計画策定において、市民の意見や想い、有識者の意見等を幅広く取り入れるために、次の組織を設置し全庁的な体制で取り組みを推進します。

(1) 西予市復興対策本部の設置

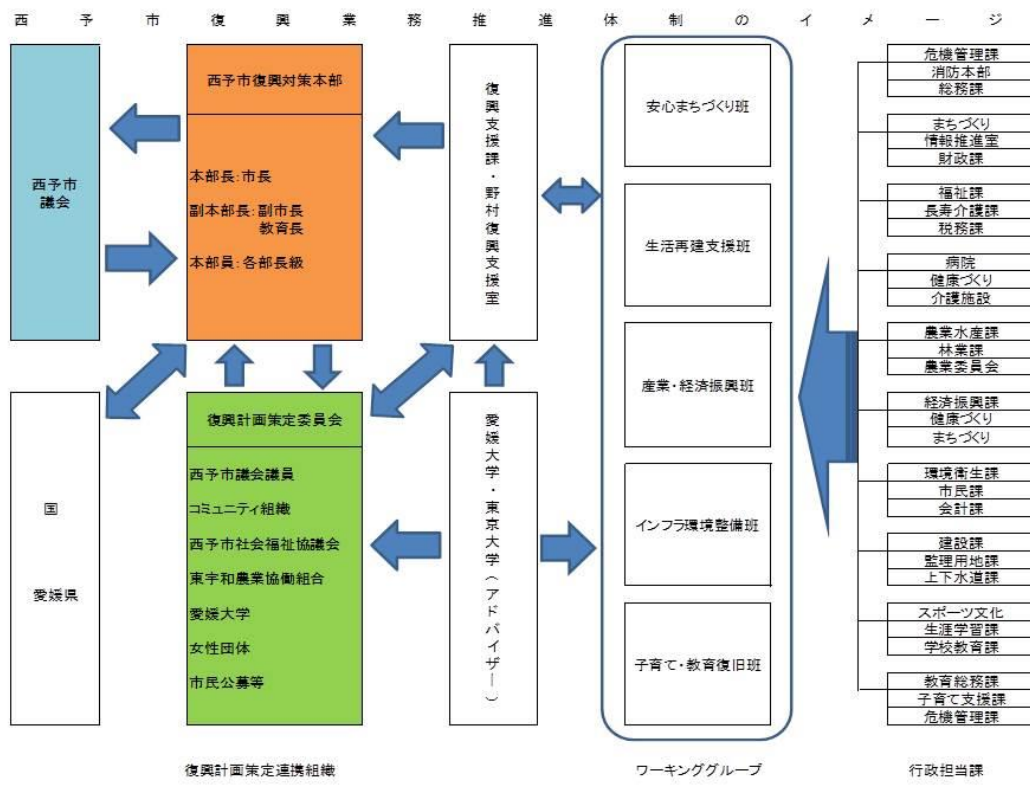
復興に関する方針や施策について行政内部の最終的な決定機関です。また、復興まちづくり計画書の協議や進捗管理、市民説明会の開催などを担います。

(2) 西予市復興まちづくり計画策定委員会（仮称）設置

市民の代表者及び各種団体の代表者、大学の学識者等、これまでの経験や知見による意見・提言を取りまとめ計画書に反映させるための組織として設置します。

(3) ワーキンググループの設置

行政内部の分野別協議組織であり、5つの班（安心まちづくり班、生活再建支援班、産業・経済振興班、インフラ環境整備班、子育て・教育推進班）を設置します。各種復興施策の情報共有や方針の調整・検討を横断的に行います。課長級を基本とする構成メンバーで、必要な場合はテーマに応じて流動的に人員を参集し計画方針（案）を定めます。ワーキンググループで検討された内容が復興対策本部や計画策定委員会への情報提供となり計画書に反映されます。



9. 計画期間

計画期間は、平成36年末とします。早期の復興を目指しますが、国が進める河川工事の見込みや市の大規模な公共施設整備を鑑みた場合、中長期的な期間を要すると判断します。また、西予市の最上位計画である「西予市総合計画」と連動した期間が適当であると判断しました。平成30年度が3年ごとの見直しである第一期の区切りであることから、復興まちづくり計画策定から6年を期間として見据え復興を図ります。

10. 進捗管理

復旧・復興に向けた取り組みを着実に遂行するために、復興対策本部による進捗管理を実施します。その上で、計画の見直しを要する場合は必要に応じて適宜、計画書の修正を行います。